

山口県犯罪被害者等支援施策評価委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、山口県犯罪被害者等支援施策評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、山口県犯罪被害者等支援条例（令和3年山口県条例第1号。以下「条例」という。）に基づき、犯罪被害者等（条例第2条第2項に規定する犯罪被害者等をいう。以下同じ。）の支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、専門的な見地から、次に掲げる事項を審議する。

- 一 山口県犯罪被害者等支援推進計画（条例第9条第1項に規定する推進計画をいう。以下「推進計画」という。以下同じ。）の策定及び推進に関すること。
- 二 推進計画の進行管理に関すること。
- 三 その他山口県の犯罪被害者等支援（条例第2条第3項に規定する犯罪被害者等支援をいう。）に関する施策を推進するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、犯罪被害者等、民間犯罪被害者等支援団体に属する者及び学識経験を有する者等のうちから、環境生活部長が選任する委員をもって組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(運営)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会の議長は、委員長をもって充てる。

3 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、出席を求め、意見を徴することができる。

(秘密の保持)

第7条 委員は、委員会で知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。委員の任期終了後も同様とする。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、山口県環境生活部県民生活課及び山口県警察本部警務部警察県民課とする。

2 委員会の庶務は、山口県環境生活部県民生活課において処理する。

附 則

この要綱は、令和3年3月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。